

日本司法支援センター
法テラス における犯罪被害者支援業務

1 法テラスとは

法テラス（正式名称：日本司法支援センター）は、平成18年4月10日、総合法律支援法（平成16年6月2日公布。平成16年法律第74号）に基づき、設立され、同年10月、業務を開始した。全国どこでも法的トラブルを解決する為の情報やサービスを受けられる社会を目指し、主な業務として、情報提供、民事法律扶助、犯罪被害者支援、国選弁護関連業務を担っている。

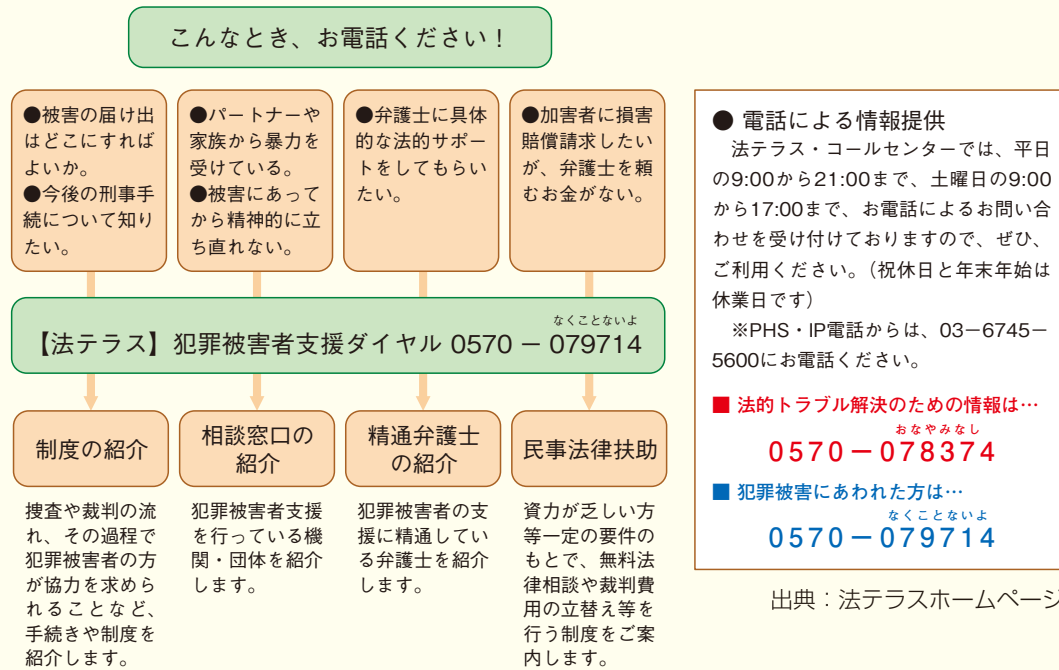
2 犯罪被害者支援業務とは

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の解消・軽減を図るための制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次など）、③犯罪被害者支援に精通している弁護士（精通弁護士）の紹介といった犯罪被害者支援業務を行っている。

具体的には、様々な犯罪被害に関する問い合わせに対し、犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714（なくことないよ）利用時間：平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00）を設け、犯罪被害者等の支援に関する知識・経験を持った担当者が、犯罪被害者等に対し、二次的被害を与えることがないよう心情に配慮しながら制度の紹介や相談窓口の紹介などの情報提供を行っている。

また、ホームページを通じて、電子メールによる情報提供や、相談窓口情報検索を可能としている。

犯罪被害者支援業務の概要



犯罪被害者支援ダイヤルには、平成18年10月から19年3月までに、3,679件の問い合わせがあった。内訳をみると、犯罪・刑事事件（刑事手続の仕組み、犯罪の成否など）が4割弱、そ

の他が6割程度となっている。

地方事務所で作成している精通弁護士名簿には、平成19年3月31日現在、1,185名の弁護士が登録されており、紹介件数は97件となっている。

日本司法支援センター（法テラス）が行う犯罪被害者支援業務の実施状況について

（平成18年10月～平成19年3月）

1 コールセンター

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	業務開始以降総計	
犯罪被害者支援ダイヤル (0570-079714 なくことないよ)	1,175	730	497	440	371	466	3,679	100.0%
犯罪・刑事事件	437	268	210	170	132	188	1,405	38.2%
その他(生活上の取引等)	738	462	287	270	239	278	2,274	61.8%
犯罪・刑事事件(コールセンター全体)	1,287	870	714	599	579	653	4,702	100.0%
犯罪被害者支援ダイヤル	437	268	210	170	132	188	1,405	29.9%
一般ダイヤル	850	602	504	429	447	465	3,297	70.1%

※「犯罪・刑事事件」の分類に含まれる主なもの

- ①刑事手続の仕組み
- ②犯罪の成否
- ③その他犯罪・刑事事件に関するもの(殺人、暴行・傷害、強姦、ストーカー、交通事故等の被害者相談、危機介入、告訴・告発、警察・裁判所付添、検察審査会への申立て、示談交渉、犯罪被害者等給付金、メンタルケア、その他)

2 地方事務所

- 「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせ数 715件
- 犯罪被害者支援に精通した弁護士(精通弁護士)の紹介件数 97件
(参考)精通弁護士名簿登載者人数 1,185名(平成19年3月31日現在)

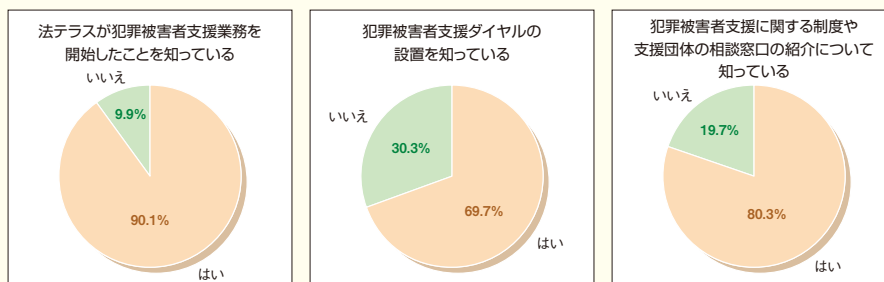
提供：法テラス

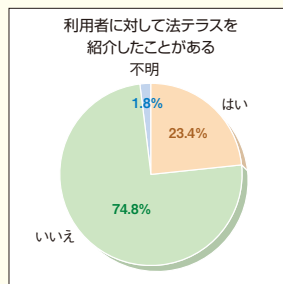
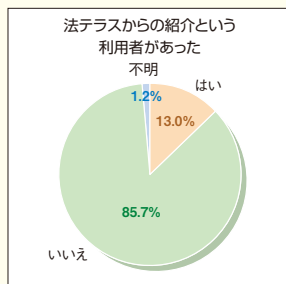
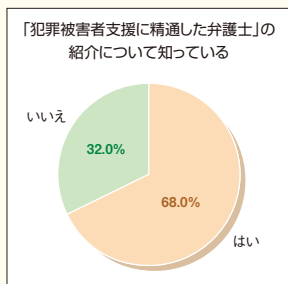
地方事務所では、関係機関・団体と連携を図るため、平成19年2月から同年3月にかけて、「法テラスが行う犯罪被害者支援業務に関するアンケート」を実施し、弁護士会をはじめ、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間犯罪被害者支援団体など、約1,300の団体などから回答を得た。

同調査の結果、法テラスが犯罪被害者支援業務を開始したことについては、90.1%の関係機関・団体から認知されていたが、犯罪被害者支援ダイヤルの設置の認知度は69.7%、業務内容（犯罪被害者等の支援に関する制度や支援窓口の紹介）の認知度は80.3%、精通弁護士の紹介を行っていることについての認知度は68.0%であるなど、具体的な業務の認知度にはばらつきが見られる状況であった。

法テラスは、最適の専門機関・団体や精通弁護士を紹介する、被害者支援におけるコーディネーターとしての役割が期待されており、引き続き、業務内容について周知を図り、関係機関・団体との連携・協力を強化する必要がある。

【「法テラスが行う犯罪被害者支援業務に関するアンケート」実施結果から抜粋】





提供：法テラス

3 具体的な支援のイメージ

(法テラスホームページ「犯罪被害について問い合わせると…」より)

お電話ありがとうございます。こちらは法テラスコールセンター犯罪被害者支援ダイヤル、担当の〇〇でございます。

眠れない日が続いてしまっしやるのですね。家事などについては、お住まいの地域によっては、民間支援団体や市町村で日常生活の支援や…（以下、民間支援団体・関係機関での支援活動のご案内・連絡先のご紹介をさせていただきます。）

はい、弁護士からの示談の申し出があったということですが、ケガを負わせた加害者に対しては刑事裁判手続の中で…（以下、刑事手続について説明）、被害者に対する治療費などの賠償を得るには、民事責任を…（以下、皆様のお問い合わせに添った法制度をご紹介します。）

法テラスでは、必要に応じて犯罪被害者の支援に精通している弁護士をご紹介しますことができます。ご心配されている弁護士費用なども法律扶助という制度もありますので…（以下制度概要などをご案内します。精通弁護士の紹介を希望される場合は、被害にあわれた日時、場所など、弁護士を紹介する上で確認が必要があることについて、お問い合わせさせていただきます。）

お役に立てましたでしょうか。また何かございましたら、お電話ください。本日はありがとうございました。

夫が、路上で酔っ払いに殴られて怪我を負いました。警察には被害届を出しました。夫は入院が必要で、担当医からは後遺症が残ると言われています。私は毎日眠れず、最近では何もする気が起きません。そんな中、昨日、相手の弁護士から示談をしたいと連絡が入りました。いったいどうしたらよいのでしょうか？

そんな支援制度があるんですか。あと相手の弁護士からの示談の件なんですが…

色々あるのですね。日常生活の不安がいっぱいな中で、相手の弁護士が言っている額が妥当なのか、わかりません。弁護士に相談したいと思うのですが、弁護士の知り合いもおりませんし、弁護士費用も払えるかどうか。

ありがとうございます。電話するのもつらかったのですが、手がかりができてよかったです。

出典：法テラスホームページ